

平成14年10月1日から「身体障

我が国においては、障害者の日常生活を支援する動物として「盲導犬」が約900頭実働しており、皆さんに広く知られていますが、道路交通法による規定しかなく、宿泊施設や飲食店で同伴を断られることがあります。

また、「介助犬」や「聴導犬」については、法的な位置づけがなく、ペットと同様に扱われるため、公共的施設や公共交通機関等への同伴が円滑に受け入れられていない状況にあり、身体障害者の自立及び社会参加に支障が生じています。

これらの状況を踏まえ、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、本年5月に「身体障害者補助犬法」及び「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律は、身体障害者補助犬の訓練事業者及び使用者の義務を定めるとともに、身体障害者が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようになります。

皆さんの御理解と御協力を願っています。



●身体障害者補助犬法の概要

1 目的

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与すること。

2 身体障害者補助犬の定義

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

ア 盲導犬とは、道路交通法で定める盲導犬であって、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けている犬（当分の間は、国家公安委員会が指定した法人から認定を受けている犬）

イ 介助犬とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助等肢体不自由を補う補助を行う犬であって、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けている犬



ウ 聽導犬とは、聴覚障害により日常生活に著しい障害がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けている犬

3 身体障害者補助犬の訓練事業者の義務

訓練事業者は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、医師、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

4 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(1) 国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬を同伴す